



山形県公報

令和3年1月7日(木)

号 外(1)

目 次

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県知事選挙の期日…………… 1
- 山形県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の住所及び氏名……………同
- 山形県知事選挙における繰上投票を行う投票区及び投票期日…………… 2
- 山形県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………同
- 山形県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………同
- 山形県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同
- 山形県議会議員において補欠選挙を行うべき事由の発生……………同

選 挙 長 告 示

- 山形県知事選挙における選挙長の事務を行う場所…………… 3

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、山形県知事の任期満了による選挙を次により行う。

令和3年1月7日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

選挙の期日 令和3年1月24日

山形県選挙管理委員会告示第3号

令和3年1月24日執行の山形県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和3年1月7日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

選 挙 長 山形市城西町四丁目14番35号

粕谷真生

選挙長の職務を 天童市南町三丁目9番5号

代理すべき者 庄司雅人

山形県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、令和3年1月24日執行の山形県知事選挙における繰上投票を行う投票区及び投票の期日を次のように定めた。

令和3年1月7日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

市 町 村 名	投 票 区 名	繰 上 投 票 の 期 日
酒 田 市	第 22 投 票 区	令 和 3 年 1 月 19 日

山形県選挙管理委員会告示第5号

令和3年1月24日執行の山形県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和3年1月7日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

30,603,300円

山形県選挙管理委員会告示第6号

令和3年1月24日執行の山形県知事選挙につき、政見放送の申込みのあった候補者について、政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和3年1月7日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員室
- 2 日 時 令和3年1月7日 午後5時10分

山形県選挙管理委員会告示第7号

令和3年1月24日執行の山形県知事選挙につき、選挙公報の掲載の申込みのあった候補者について、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和3年1月7日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員室
- 2 日 時 令和3年1月8日 午後5時10分

山形県選挙管理委員会告示第8号

令和3年1月24日に山形県知事選挙が執行されるに伴い、山形県議会議員補欠選挙（山形市選挙区）を行うべき事由が生じた。

令和3年1月7日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

選挙長告示

山形県知事選挙告示第1号

令和3年1月24日執行の山形県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和3年1月7日

山形県知事選挙

選挙長 粕谷真生

	令和3年1月7日	令和3年1月8日以降
場 所	山形県庁講堂	山形県選挙管理委員会事務室
所 在 地	山形市松波二丁目8番1号	山形市松波二丁目8番1号

令和3年1月7日印刷
令和3年1月7日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県